

学事第 1494 号
令和 4 年 2 月 14 日

各学校法人理事長 }
各私立小・中学校長 } 様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

まん延防止等重点措置期間延長に伴う私立小・中学校の対応について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、本県においては、依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いております。

そのような中で、国は 2 月 10 日に、本県のまん延防止等重点措置の期間を 3 月 6 日まで延長することを決定しました。

これに基づき、県教育委員会は市町村教育委員会に対し、今回の延長に伴う市町村立学校の対応に係る通知を発出しました。

つきましては、各私立小・中学校におかれては、別添の市町村教育委員会教育長宛て通知を参考の上、対応をお願いします。

また、寮や寄宿舎においては、別紙を参考に改めて感染対策を徹底するとともに、寮生の健康管理に御留意いただきますようお願いいたします。

記

【参考】別添通知

○市町村教育委員会教育長宛て通知

令和 4 年 2 月 14 日付け教義指第 1167 号

「まん延防止等重点措置期間延長に伴う市町村立学校の対応について（通知）」

担当：総務部学事課 高等学校担当
電話：048-830-2558